

(別紙)

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年2月23日

北九州市長 北橋 健治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ① 香月地区
- ② 西中地区
- ③ 山田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年2月12日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

(単位：経営体)

区域（地区）名	法人	個人	集落営農（任意組織）
① 香月地区	1	1	0
② 西中地区	0	1	0
③ 山田地区	0	10	0

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。（①～③の各地区共通）

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける（①～③の各地区共通）

(別紙)

6. 地域農業の将来のあり方

① 香月地区

- ・ 中心となる担い手へ農地の計画的な集積を行い、優良農地の維持と担い手の育成を図る。

② 西中地区

- ・ 中心となる担い手へ農地の計画的な集積を行い、優良農地の維持と担い手の育成を図る。

③ 山田地区

- ・ 山田地区は平成25年度より基盤整備に着手している。
- ・ 農道・用排水路・ほ場を一体的に整備する事で、効率的な農業を続けることができる。
- ・ 農地の有効活用及び集積を図り、農業所得の向上を目指す。